

重要事項説明書

訪問看護ステーション
優つばめ

(医療保険対応訪問看護サービス)

1. サービスの内容

(1)「訪問看護」は、患者様の居宅（自宅）において療養上の世話、診療の補助を行います。

(2) 訪問看護の利用申込みから、サービス提供までの基本的な流れについて。

＜1＞厚生労働省の定める疾病（特定疾患）による訪問看護の場合

- ① 主治医から「訪問看護指示書」を頂き、初回訪問のお約束をいたします。
（同時進行の時もあり）。
- ②重要事項説明書による説明を行い、同意を頂きます。
- ③患者様の状態把握・課題分析をいたします。（医療保険被保険者証等の確認）
- ④訪問看護計画原案を作成し、患者様又はご家族等に説明し、同意を頂きます。
- ⑤契約書を締結します。
- ⑥同意いただいた訪問看護計画に基づきサービスが計画的に提供されます。
- ⑦看護師等は、訪問看護計画作成後においても、患者様及びご家族、主治医との連絡を継続的に行い、訪問看護計画の実施状況を把握・変更をします。
- ⑧主治医に「訪問看護報告書・計画書」を提出し、主治医との密接な連携を図り、治療に活かします。

＜2＞急性増悪による緊急的な訪問看護の場合

- ①主治医から「特別訪問看護指示書」を頂き、初回訪問のお約束をいたします。
（同時進行の時もあり）。
 - ②訪問看護サービスを提供します。
- (3) サービス内容の詳細については、医師の指示に従い実施します。

(4) 優つばめは、指定の時間帯において、次の医師の指示に従った
【サービス内容区分】の中から選択されたサービスを提供します。

【サービス内容区分】

1. 症状・障がいの観察と看護、健康管理
2. 療養生活指導
3. 服薬管理
4. 食事、水分、栄養摂取の管理・排泄ケア
5. 清拭・洗髪・入浴介助・陰部洗浄など清潔のケア
6. 終末期ケア・緩和ケア
7. リハビリテーション
8. 認知症や精神障害者の看護
9. 家族等の支援
10. 社会資源の活用
11. 褥瘡や創傷の処置
12. 医療機器等の操作援助・管理
13. その他医師の指示による診療の補助業務

2. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、「訪問看護記録書」に訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載します。
- (2) 前記の「訪問看護記録書」の記録をサービス終了後5年間は適正に保管し、所定の手続きの上、開示請求ができます。その際に実費負担（1枚10円）が発生し、その写しを交付します。

3. 管理者

管理者は、次のとおりです。尚、サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

氏名： 小林 栄治 連絡先（代表電話）： 099-295-6814

4. 利用者負担金 （ 訪問看護サービス利用料金説明書 参照 ）

(1) 利用料

基本利用料として健康保険法または老人保健法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払を患者様から受けるものとします。患者様は訪問看護ステーション料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

※特定疾患を主病名とし特定疾患認定を受けている「訪問看護」は、介護保険・医療保険であっても利用料はいりません（全額公費負担となります）。

ただし公費負担を受ける際には手続きが必要となります。

【キャンセル料】

患者様の都合により、サービスのキャンセルをする場合は、サービス実施日の前日（その日が日曜日、祝日、8月14日～8月15日、12月31日～1月3日にあたる日はその前日）17時までに事業所に申し出てください。

当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料を請求させていただきます。但し、患者様の急変や急な入院等のやむを得ない事由がある場合は請求いたしません。

前日 17 時までに申し出があった場合	無料
前日 17 時までに申し出がなかった場合 当日の申し出、または申し出がなく不在の場合	キャンセル料 1,000 円/回

（２）文書料

「訪問看護指示書」は「指示料金」として主治医の病院より請求されますので、利用者様負担となります。

（３）交通費

通常サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、看護師等がおたずねするための交通費の実費が必要です。（7.（1）参照）

（４）支払方法

患者様は下記の支払方法からいずれかひとつを選択し、当月 1 日から末日までの合計額をその選択した方法にてご利用者様負担金等の料金を支払います。

① 銀行振込

ご利用者は料金の合計額を翌月末日までに下記口座に振込送金して支払います。振込手数料はご利用者が負担します。

鹿児島銀行 普通預金口座（口座番号 ）

② 口座自動引き落とし

翌月の 25 日頃に患者様の口座から自動引き落としをします。
引き落としの手数料は負担します。

③ 現金徴収

※以上①～③迄の中からお選びください。

※サービス利用料金は【訪問看護料金表】に準ずるものとします。

5. キャンセル

（１）ご利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先（又は下記の管理者）までご連絡ください。

管理者氏名：小林 栄治 連絡先（代表電話）099-295-6814

（２）利用者負担金 【キャンセル料】参照

※患者様またはご家族による度重なるサービスのキャンセルがある場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除する場合があります。

（ただし、患者様の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は除きます。）

6. その他

（１）患者様が看護師等の交代を希望される場合には、できる限り対応しますが、業務の都合上、看護師等を指定（指名）することは出来かねますので、あらかじめご承知おきください。詳しくは前記の管理者までご相談下さい。

（２）サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、年金等の金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- ②訪問看護師は、後期高齢者医療制度等の関係法令に従い、同居家族に対する訪問看護は禁止されていますので、ご了承ください。
- ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

7 訪問看護ステーション優つばめの概要

（１）事業所名および所在地

事業所名	訪問看護ステーション
所在地	鹿児島県鹿児島市下伊敷 1 丁目31番 1 号
電話番号	099-295-6814
ファックス番号	099-201-3016
ステーションコード番号	01.9095.2
営業時間	8 時 20 分 ～ 17 時 10 分
休 日	日曜日 8/14～8/15 12/31～1/3
サービス提供時間帯	24 時間 365 日（指示書に沿って営業時間外も適時サービスを提供）
サービスを提供する地域＊	鹿児島市

※サービス提供時間帯により料金が異なります。患者様負担の利用料金は「訪問看護料金表」に準じます。

※事業所の電話受付時間（営業時間）は 8 時 20 分～17 時 10 分となっております。
なお、患者様やそのご家族からの電話等による連絡体制を整備し、営業時間外はオンコール体制（緊急携帯電話）をとり、必要時には緊急サービスを提供します。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計	備考
管理者（看護師）	1名	無	1名	常勤・専従
看護師	6名	2名	9名	常勤・兼務
事務職員	無	無		
准看護師	無	無		
理学療法士	無	無		
作業療法士	無	無		
言語聴覚士	無	無		

（令和7年4月1日現在）

8. 訪問看護ステーション優つばめ 概要

事業所名称	訪問看護ステーション 優つばめ	
法人代表者	植村 健吾	
事業所所在地 電話番号・FAX 番号	鹿児島市下伊敷1丁目31番1号 電話番号 099-295-6814 FAX 番号 099-201-3016	
事業所数	訪問介護事業所	カ所
	看護小規模多機能型居宅介護	カ所
	訪問入浴介護事業所	カ所
	通所介護事業所（デイサービスセンター）	カ所
	福祉用具貸与・福祉用具販売・住宅改修事業	カ所
	居宅介護支援事業所	1カ所
	地域包括支援センター（委託事業）	カ所
	在宅介護支援センター	カ所
	短期入所（ショートステイ）	カ所
	サービス付高齢者向け住宅運営事業	カ所
	定期巡回随時対応型訪問介護看護	カ所
	訪問看護事業所	1カ所

（令和7年4月1日現在）

【 運営の方針 】

年をとっても住み慣れた地域社会で、ご家族と共に安心して暮らせるよう、総合的な在宅サービスを行なっております。

患者様の尊厳を守り、幅広いニーズをくみ上げ、自立を支援する事で、患者様が安らかな日常生活を楽しみ、ご満足頂ける様心がけております。

わたしたちは、いつでも・どこでも、患者様のご要望に沿って、速やかに対応することをモットーに利用し易い在宅サービスと、施設における介護・看護サービスを目指しております。

ご家族が介護に疲れ、精神的な負担とならないように、必要なときに必要なサービスを利用できる体制を備えております。

優つばめのスタッフは、より質の高いサービスとお客様やご家族にとって親しみ易い家事・介護・看護のサポーターとして日ごろから鋭意努力し、より高度で専門的な学習や研修を積み、ケースマネジメントシステムで、継続的な支援サービスを行なっております。

患者様に信頼され、誰からも期待される社会評価の高い訪問看護ステーション「優つばめ」となることを基本理念として活躍していきます。

【 サービス利用のために 】

事 項	有無	備 考
従業員への研修の実施	有	定期的に従業員研修を実施しています
看護業務マニュアル	有	法人同様あり
その他		

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前のうちはあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等への連絡をいたします。

10. 事故発生時の対応

患者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、主治医または関係医療機関、区市町村等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また事故の状況及び事故に際して採った処置について事故報告書を作成し、その内容を院長に報告した後、院内に公表し再発防止に努めます。

事故報告書は作成5年間保管することとします。

また、サービスの提供にともなって優つばめの責めに帰すべき事由により、ご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、適正な賠償義務の履行を誠実に行うこととします。

11. 高齢者虐待防止について

患者様の人権の擁護・虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、患者様の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

12. サービス内容に関する苦情

苦情があった場合は、患者様の状況を把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行ないます。把握した内容をもとに検討を行ない今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行ない患者様に対して、対応方法や結果の報告を行ないます。

(1) お客さま相談・苦情担当

事業所管理者：小林 栄治

看護師：木村 眞由美

代表電話 099-295-6814

緊急携帯電話 080-8364-9318

(2) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

機関名	部署等名称	連絡先	住所・受付時間
鹿児島市役所 健康福祉局	介護保険課 給付係	TEL:099-216-1277 FAX:099-219-4559	〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 受付時間 8:30~17:15
鹿児島県国民健康 保険団体連合会	介護保険課 介護相談	TEL:099-213-5122 FAX:099-213-0817	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番6号 受付時間 9:00~17:00
鹿児島県 社会福祉協議会事務局	長寿社会推進部福祉サービス 運営適正化委員会	TEL:099-286-2200 FAX:099-257-5707	〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター5階 受付時間 9:00~16:00

13. 指定居宅サービスにおける個人情報の取り扱い基準の遵守について

〔平成11.3.31.厚令三十七に基づく〕

- (1) 個人情報の収集は、介護関係ならびに関連事業のサービス提供前に、利用目的の範囲を説明し、同意を頂いた上で収集いたします。
- (2) 個人情報の利用は、訪問看護サービス契約書第7条2項にて、同意を頂きました利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用いたします。
- (3) 同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。
同意・依頼の下で、個人情報の提供、預託を行なう場合においても、提供・預託先に適正に管理するよう、監督を行って参ります。

重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---------------	---

訪問看護サービス利用にあたり、患者様に対して、訪問看護サービス契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	〒890-0005 鹿児島市下伊敷1丁目31番1号	
	法人名	医療法人 有隣会	
	代表者名	植村 健吾	
	事業所名	訪問看護ステーション 優つばめ	印
	説明者氏名		印

私は、本書面により 訪問看護ステーション優つばめのサービスについての重要事項説明を受け、個人情報の取り扱いについても十分に理解し、同意の上交付を受けました。

患者様	住所	〒	TEL
	氏名		印

代理人	続柄		
	住所	〒	TEL
	氏名		印

「ご家族」欄に署名された方は、同欄の署名をもって、訪問看護サービス契約書第7条2項に定めるご家族等の個人情報を使用することに同意したものとします。

ご家族	続柄		
	住所	〒	TEL
	氏名		印